

議案第69号

取手市道路占用料条例の一部を改正する条例について

取手市道路占用料条例(昭和45年条例第13号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

道路占用料の免除や徴収方法、納付期限についての規定を、現在の運用状況を踏まえて見直すほか、所要の文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市道路占用料条例の一部を改正する条例

取手市道路占用料条例（昭和45年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)による道路管理者である取手市長(以下単に「<u>市長</u>」という。)の管理する道路及び<u>道路の附属物</u>について、<u>法第39条第2項の規定により、<u>占用料の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>(占用料)</p> <p>第2条 法第32条第1項の規定による道路の占用(以下「<u>占用</u>」という。)の許可を受けて道路を占有している者(以下「<u>占用者</u>」という。)は、<u>別表に規定する額の占用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>(占用料の免除等)</p> <p>第3条 占用者の占有が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、<u>占用料を免除する。</u></p> <p>(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「<u>令</u>」という。)第19条第3項第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に規定するものを占有するとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>公衆の用に供する水道管、下水道管及びガス管を各戸に引き込むために占有するとき。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>市長が特に必要と認める占有については、<u>占用料の一部又は全部を免除することができる。</u></u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)による道路管理者である取手市長(以下単に「<u>管理者</u>」という。)の管理する道路及び<u>付属物</u>について<u>法第39条第2項の規定により<u>占用料の額及び徴収方法について定めること</u>を目的とする。</u></p> <p>(占用料)</p> <p>第2条 法第32条第1項の規定による道路の占用(以下「<u>占用</u>」という。)の許可を受けて道路を占有している者(以下「<u>占用者</u>」という。)は、<u>別表の定めるところにより<u>占用料を納付しなければならない。</u></u></p> <p>(占用料の免除等)</p> <p>第3条 占用者の占有が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず<u>占用料を免除する。</u></p> <p>(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「<u>令</u>」という。)第19条第3項第1号から第3号までに規定するものを占有するとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>市長が特に必要と認める占有(當利目的とする占有を除く。)</u>については、<u>占用料の一部又は全部を免除することができる。</u></p>

(占用料の算定の特例)

第4条 占用料を算定する場合には、次に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 面積又は長さに別表に定める単位に満たない端数がある場合には、切り上げて計算する。

(4) (略)

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、占有が許可され、又はその協議が成立したときに、市長が発行する納入通知書により、占有の全期間について徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占有期間が翌年度以降にわたる場合であって、かつ、占有者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占有者の申請により当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。

(1)及び(2) (略)

(占用料の還付)

第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、占有者が天災その他自己の責任でない理由によって許可を受けた目的を達することができない場合においては、既に納付した占用料の全部又は一部を返還することができる。

2 (略)

第7条 (略)

(占用料の算定の特例)

第4条 占用料を算定する場合には、次の各号の定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 面積または長さに別表に定める単位に満たない端数がある場合には、切り上げて計算する。

(4) (略)

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は占有が許可され、またはその協議が成立したときに占有の全期間について徴収する。

2 市長は、占有期間が翌年度以降にわたる場合であって、かつ、占有者が次の各号の一に該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず占有者の申請により当該年度分をその年度のはじめに徴収することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 占用料は市長の発する納額告知書により徴収する。

(占有の開始の時期)

第6条 占有者は、占用料を納付した後でなければ占有を開始してはならない。

(占用料の還付)

第7条 既納の占用料は還付しない。ただし、占有者が天災その他自己の責任でない理由によって許可を受けた目的を達することができない場合においては、既に納付した占用料の全部または一部を返還することができる。

2 (略)

第8条 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。